別表－１　有害物質（大気汚染関係大気汚染防止法施行令第１条）

|  |
| --- |
| カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物 |

別表－２　特定物質（大気汚染防止法施行令第１０条）

|  |
| --- |
| アンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫酸（三酸化硫黄を含む。）、弗化珪素、ホスゲン、二酸化セレン、クロルスルホン酸、黄燐、三塩化燐、臭素、ニッケルカルボニル、五塩化燐、メルカプタン（ただし、ばい煙発生施設から発生するものを除く。） |

別表－３　騒音、振動を発生する施設又は作業の例

|  |
| --- |
| （施設）圧延機械、製管機械、ベンディングマシン、油圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン、プラスト、タンブラー、空気圧縮機、送風機、破砕機、摩砕機、ふるい、分級機、織機、コンクリートプラント、アスファルトプラント、製粉機、ドラムバーカー、チッパー、砕木機、帯のこ盤、丸のこ盤、かんな盤、抄紙機、印刷機械、合成樹脂射出形成機、鋳型造形機等（作業）くい打ち作業、びょう打ち機を使用する作業、さく岩機を使用する作業、板金作業等 |

別表－４　有害物質

|  |
| --- |
| アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はヒ素化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニール、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエチレン、シス－1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物 |

別表－５　特定項目

|  |
| --- |
| フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、弗素含有量 |

別表－６　その他物質

|  |
| --- |
| クロロホルム、トランス－1.2-ジクロロエチレン、1.2-ジクロロプロパン、ｐ－ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソブロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロビザミド、ジクロロホス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ほう酸、フッ素、ニッケル、モリブデン、アンチモン |

別表－７　廃棄物分類表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 種　　　　類 | 適　　　　　　用 |
| 産業廃棄物 | １ | 燃え殻 | 石炭灰、重油灰、焼却炉残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ |
| ２ | 汚泥 | 工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の廃水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす、建設工事汚泥等 |
| ３ | 廃油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、ﾀｰﾙﾋﾟｯﾁ等 |
| ４ | 廃酸 | 廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液 |
| ５ | 廃アルカリ | 廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液 |
| ６ | 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物 |
| ７ | 紙くず | 建設業に係る工作物の新築、改築又は除去パルプ、紙又は紙加工品の製造業新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業 | に係る紙くず |
| ８ | 木くず | 建設業に係る工作物の新築、改築又は除去木材、木製品の製造業パルプ製造業、輸入木材の卸売業 | に係る木くず |
| ９ | 繊維くず | 建設業に係る工作物の新築、改築又は除去繊維工業(衣服、その他繊維製品製造業を除く。) | に係る木綿、羊毛等の天然繊維くず |
| 10 | 動植物性残さ | 食料品製造業医薬品製造業香料製造業 | において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 |
| 11 | 動物系固形不要物 | と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物 |
| 12 | ゴムくず | 天然ゴムくずのみ |
| 13 | 金属くず | 鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等 |
| 14 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラス、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏ボード等 |
| 15 | 鉱さい | 高炉、転炉、電気炉などの残さ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂等 |
| 16 | がれき類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等 |
| 17 | 家畜ふん尿 | 自家用を除くすべての畜産農業に係るもの |
| 18 | 家畜の死体 | 自家用を除くすべての畜産農業に係るもの |
| 19 | ばいじん | 大気汚染防止法第２条第２項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじんで、集じん施設によって集められたもの |
| 20 | 上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの |
| 輸入された廃棄物 | 航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物 |
| 特別管理産業廃棄物 | 廃油 | 揮発油類、灯油類、軽油類 |
| 廃酸 | 水素イオン濃度指数（Ph）2.0以下の廃酸 |
| 廃アルカリ | 水素イオン濃度指数（pH12.5）以上の廃アルカリ |
| 感染性産業廃棄物 | 医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等 |
| 特定有害産業廃棄物 | 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物 | 廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが封入された又は付着した廃プラスチック類若しくは金属くず |
| ポリ塩化ビフェニル処理物 | 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの |
| 廃石綿等 | 建築物から除去した石綿、石綿含有保温剤、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等 |
| 有害産業廃棄物 | 特定の施設等から発生したもので、有害物質が環境省令で定める埋立処分に係る判定基準に適合しないもの |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 一般廃棄物 | 種　　　　　　類 | 適　　　　　　用 |
| （21）紙くず | 　産業廃棄物以外のもの |
| （22）木くず |
| （23）繊維くず |
| （24）家畜ふん尿 |
| （25）家畜死体 |
| （26）動植物性残渣 |
| （27）厨芥 | 炊事場から出る食物くず等 |
| （28）その他の一般廃棄物 | し尿、ごみ(事務所のごみ等)、粗大ごみ（古家具、古電気製品等）、その他の一般廃棄物 |
| （29）特別管理一般廃棄物 | １　次ぎに掲げるもの（事業活動に伴って生じたものを除く。）に含まれるＰＣＢを使用する部品1. 廃エアコンディショナー
2. 廃テレビジョン受信機
3. 廃電子レンジ

２　ごみ処理施設において生じたばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。）３　次の施設において生じた感染性廃棄物(感染性病原体（人が感染し、感染するおそれのある病原体）が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物)であって、感染性産業廃棄物以外のもの。（１）病院（２）診療所（３）臨床検査技師、衛生検査技師に関する法律（昭和３３年法律第７６号）第２０条の３第１項に規定する衛生検査所（４）老人保健法（昭和５７年法律第８０号）第６条第４項に規定する老人保健施設（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか、感染性病原体を取り扱う施設であって、厚生省令で定めるもの |

　別表－８　有害廃棄物

|  |  |
| --- | --- |
| Ｈｇ | アルキル水銀化合物 |
| 水銀又はその化合物 |
| Ｃｄ | カドミウム又はその化合物 |
| Ｐｂ | 鉛又はその化合物 |
| Ｐ | 有機燐化合物 |
| Ｃｒ | 六価クロム化合物 |
| Ａｓ | ひ素又はひ素化合物 |
| ＣＮ | シアン化合物 |
| ＰＣＢ | ポリ塩化ビフェニール |
| ＴＣＥ | トリクロロエチレン |
| ＰＣＥ | テトラクロロエチレン |

（注）　廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としている。

なお、有価物及び次のものは法の対象外とならない。

①　気体状のもの

1. 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
2. 湾岸、河川等のしゅんせつに伴って汚染されたもの
3. 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
4. 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの